

議事日程第3号

令和2年第2回 錦江町議会定例会議事日程

開会の日時

令和2年6月23日（火）午前10時開議

開会の場所

錦江町議会議場

- 日程第1 陳情書第9号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する
陳情について
(審査結果について、総務厚生常任委員長報告)
- 日程第2 陳情書第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1
復元、複式学級解消をはかるための、2021年度
政府予算に係る意見書採択の陳情について
(審査結果について、文教産業常任委員長報告)
- 日程第3 議案第37号 令和2年度錦江町一般会計補正予算（第4号）について
(町長提出)
- 日程第4 同意第6号 農業委員会委員の任命について（寺田 郁哉）
(同上)
- 日程第5 同意第7号 農業委員会委員の任命について（鳥越 秀一）
(同上)
- 日程第6 同意第8号 農業委員会委員の任命について（本釜 好子）
(同上)
- 日程第7 同意第9号 農業委員会委員の任命について（内菌 雄治）
(同上)
- 日程第8 同意第10号 農業委員会委員の任命について（徳永 哲朗）
(同上)

日程第9 同意第11号 農業委員会委員の任命について（宿利原 勝吉）
（町長提出）

日程第10 同意第12号 農業委員会委員の任命について（宿利原 進）
（同上）

日程第11 同意第13号 農業委員会委員の任命について（鈴 一磨）
（同上）

日程第12 同意第14号 農業委員会委員の任命について（安水 純一）
（同上）

日程第13 同意第15号 農業委員会委員の任命について（鍋 康博）
（同上）

日程第14 同意第16号 農業委員会委員の任命について（毛下 利美）
（同上）

日程第15 同意第17号 農業委員会委員の任命について（貫見 和洋）
（同上）

日程第16 同意第18号 農業委員会委員の任命について（元丸 敏朗）
（同上）

日程第17 同意第19号 農業委員会委員の任命について（坂元 博美）
（同上）

（日程第4同意第6号から日程第17同意第19号を一括上程）

日程第18 委員会の閉会中の特定事件の調査について

日程第19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

閉 会

追加日程「第3号の追加1」

令和2年第2回 錦江町議会定例会追加議事日程

令和2年6月23日（火）午前10時開議

日程第1 発委第1号 地方たばこ税を分煙環境整備に活用できる制度の
整備に関する意見書について

提出者 錦江町議会総務厚生常任委員会
委員長 池田 行徳

日程第2 発委第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充及
び複式学級解消に係る意見書について

提出者 錦江町議会文教産業常任委員会
委員長 笹原 政夫

追加日程「第3号の追加2」

令和2年第2回 錦江町議会定例会追加議事日程

令和2年6月23日（火）午前10時開議

日程第1 発議第1号 錦江町議会議員の議員報酬の特例に関する条例に
ついて
（ 議 員 提 出 ）

令和2年 第2回錦江町議会定例会 会議録

召集の年月日 令和2年6月23日
召集の場所 錦江町議会議場

応招（出席）議員	1番	厚ヶ瀬 博文	
	2番	浪瀬 亮祐	
	3番	染川 金治	
	5番	池迫 重利	
	6番	池田 行徳	
	7番	川越 裕子	
	9番	小吉 昭弘	
	10番	中野 徳義	
	12番	馬込 守	
	13番	水口 孝俊	
不応招（欠席）議員	8番	笹原 政夫	

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名			
町 長	木 場 一 昭		
副 町 長	有 村 智 明		
教 育 長	畑 中 清 和		
総務課長	舞 原 利 博	住民生活課長	鶴 園 健 郎
政策企画課長	新 田 敏 郎	観光交流課長	中 島 裕 二
未来づくり課長	高 崎 満 広	産業建設課長	田 中 弘 朗
保健福祉課長	池 之 上 和 隆	農業委員会事務局長	落 司 毅
住民税務課長	川 路 洋 志	教 育 課 長	今 熊 武 朗
会 計 課 長	永 吉 和 幸	財政管財係長	山 王 洋 介
建 設 課 長	岩 下 和 文	総務チームリーダー	坪 内 裕 二 郎
産業振興課長	宮 園 守		
職務のため出席した者			
議会事務局長	富 尾 俊 一		

令和2年 第2回 錦江町議会定例会会議録

令和2年6月23日(火) 午前10時00分
錦江町議会議場

(開 会・開 議)

水口議長 これから、本日の会議を開きます。

(日 程 報 告)

水口議長 ここで欠席届につきまして、笹原議員から本会議欠席の届け出がございました。ご報告いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ配布致しましたので、ご了承願います。

日程第1 陳情書第9号

水口議長 日程第1、陳情書第9号「地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情」についてを議題といたします。本件につきまして、総務厚生常任委員長の報告を求めます。池田総務厚生常任委員長。

池田総務厚生常任委員長 はい。

[池田総務厚生常任委員長、登壇]

池田総務厚生常任委員長 はい、おはようございます。委員長報告いたします。当委員会に付託された陳情書第9号、地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書は、九州南部たばこ販売共同組合連合会、ほか7団体の連名で出されたものであり、その審査を終了いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。

審査の経過と結果、当委員会におきまして、3月9日及び6月14日、全員出席のもと、委員会を開催いたしました。陳情書は、3月3日の本会議で付託されたもので、趣旨は、国内のたばこを取り巻く環境は、複数年にわたるたばこ税増税改正健康増進法の段階的な施行など、喫煙規制強化の動きが拡大しており、非常に厳しい状況にある。このような中、令和2年度税制改正大綱において「望まない受動喫煙対策や、今後の地方たばこ税の安定的な確保の観点から、地方たばこ税の活用を含め、地方公共団体が積極的に屋

外分煙施設等の整備を図るよう、促すこととする。」とされており、また、たばこは国税・地方税の一般財源としての一定の役割を果たしており、たばこ税を「分煙社会の実現、望まない受動喫煙防止の推進」に向けて、優先的に使用する妥当性・必要性が高まっていると考えられることから、以下のことについて強く陳情されております。

1、地方たばこ税の一部を活用した公共喫煙場所の増設、維持を積極的に進めること。

2、地方たばこ税の一部を活用し、飲食店等が取り組む屋内喫煙室設置の助成を目的とした事業に充当すること。

3、地方たばこ税の一部を活用し、喫煙マナー向上に関する普及啓発など、分煙環境整備の推進を目的とした事業に充当すること。

4、国に対し、錦江町議会として、地方たばこ税を分煙環境整備に活用できる制度の整備を要望すること。

審査におきまして、事務局から陳情書の内容及び平成30年7月に設立した健康増進法の一部改正により、令和元年7月1日からの学校、病院、行政機関などから始まり、令和2年4月1日からの全面施行に向け、望まない受動喫煙の防止を図るための対応などについて説明を受けました。

委員からは、「公共の喫煙場所とは、どこまでをいうものなのか。」、また「今の時点では、喫煙マナーの向上の普及啓発とか、分煙環境整備を促すことについては、必要と考えるが、飲食店等は、国の助成や税制支援措置が受けられるようになっており、個人の利用目的の飲食店などの喫煙室設置に地方たばこ税を使うというのは意味が通らないような気がする。」、「国の助成制度や、税制の支援措置など、もう少し調査し、議論すべきではないか。」などの意見が出されました。

継続審査では、「国が地方たばこ税を活用した分煙環境整備についての制度整備することによって、飲食店等の屋内喫煙室等の設置助成がなされれば、町の地方たばこ税の一部を活用した追加的な助成も考えられるのではないか。」、「この陳情を採択することによって、国への意見書を提出し、地方たばこ税を活用できる制度の早期確立を求めるべきではないか。」などの意見が出されました。

以上のようなことから、当陳情書は、全会一致で「採択すべきもの」と決定いたしました。

なお、この陳情に対する討論はありませんでした。議会の議決後は、関係執行機関へ意見書の送付を行うことで決定いたしました。終わります。

[池田総務厚生常任委員長、降壇]

水口議長

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

[[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

討論なしと認めます。これから陳情書第9号「地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情」についてを採決いたします。この陳情に対する委員長の報告は採択でございます。この陳情は委員長の報告のとおり、決定することにご異議ございませんか。

[[「なし」と呼ぶ者あり]

水口議長

意義なしと認めます。

したがって、陳情者第9号、地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情については、委員長の報告のとおり、採択することに決定いたしました。

日程第2 陳情書第1号

水口議長

日程第2、陳情書第1号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元複式学級解消を図るための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情」についてを議題といたします。本件について、文教産業委員長の報告を求めます。池迫文教産業常任副委員長。

池迫文教産業常
任副委員長

はい、5番。

[池迫文教産業常任副委員長、登壇]

池迫文教産業常
任副委員長

おはようございます。当委員会に付託された「教職員定数改善と、義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消を図るための、2021年度、政府予算に係る意見書採択の陳情」についての審査を終了しましたので、その経過と結果について報告します。

審査の期日につきましては、令和2年6月14日に、陳情の審査の充実を

図るため、説明員として、教育長、教育課長及び指導主事の出席を求めて審査を行いました。

まず、陳情の1点目は、子どもたちの教育環境改善、教職員の長時間労働改善のために、計画的な教職員定数改善を推進することです。学級編制、教職員定数に関する制度については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づき、教育の機会均等と、義務教育水準の維持、向上を保障する目的で定められており、具体的な定数については、県で定められています。県においては、国の公立小中学校、教職員配置基準に、県独自の補正配置基準を設けて、小学校1・2年生の、30人学級の実施、小学校6学級の学校に、教員を1人ふやすなどの取り組みがされています。教育、教職員の長時間労働、学校の業務改善の推進については、文科省は、平成31年1月に、公立学校の教師の、勤務時間の上限に関するガイドラインを策定し、県教委も、本県の事情に即した数値目標を設定し、学校における、業務改善の、アクションプランとして、取りまとめました。本町においては、学校ごとに「定時退校日」「NO部活日」を設定したり、夏季休業中の、学校閉庁日を通知したりしています。しかしながら、いずれの学校においても、教頭が長時間勤務をせざるをえない状況が見られるとのこと。子どもたちへのきめ細かな指導を行う観点からも、教職員の定数改善は、必要と思われます。

次に、陳情の2点目は、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元することです。義務教育費国庫負担制度は、義務教育諸学校の設置者である、地方公共団体に対し、教育の均衡等を図る目的から、国が、義務教育諸経費の一部を負担するものです。義務教育費国庫負担制度は、昭和28年、義務教育費国庫負担法の制定以来、軽微な変更はされたものの、平成17年度までは、2分の1の国庫負担でした。教育の機会均等と教育水準の維持向上は、教育の根幹に関わることで、十分な財源が望まれるものです。

陳情の3点目は、離島、山間部の多い鹿児島県において、教育の機会均等を保障するため、国の学級編制基準を改め、学校統廃合によらない複式学級の解消に向けて、適切な処置を講ずることです。現在の学級編制基準は、小学校では、引き続き2つの学年の児童で編成する学級、複式学級は16人以下、ただし、1年生を含む場合は、8人となっており、中学校は、8人以下が複式学級になるようです。本町も小学校6校中、4校が複式で、うち、3校は、完全複式となっている現状です。本県では、令和元年度、全小中学校502校中複式学級がある学校が195校で、38.8%を占めているようです。僻

地、小規模校ならではのよさを積極的に生かした積極的に生かした特色ある教育活動を推進し、複式学級の指導のあり方や、各教科等の事業の進め方等に係る教職員の指導力の向上を図るとともに、本町では、独自の対策として複式支援員を各校1名、計4名を配置しており、加えて、特別支援員を4校に配置しているところです。小規模校教育の振興には、努力しているものの、複式学級の解消に向けた、適切な処置を講じていく必要があります。

委員から、「大根占小・田代小にも、支援員が置かれているのはなぜか。」との質疑に、「複式学級支援とは異なるもので、特別支援学級に係る特別支援員である。」「児童数の少ない小学校については、統計をとっているか。統廃合を検討する時期ではないのか。」との質疑に、「行政から統廃合を推進することは考えていない。地域、PTA、学校が会するコミュニティスクールの場で語り合ってほしい。」「部活動指導については、教職員の働き方改革の推進により、弱体化するのではないか。」の質疑に対して、「コミュニティスポーツクラブを創設し、そこから、指導者を派遣してもらう形が理想である。」などが出されました。

以上のようなことから、当陳情書は、理解できるものであり「採択すべきもの」と、意見の一致をみたところです。

なお、この陳情に対する討論はありませんでした。

議会の議決後は、関係執行機関へ、意見書の送付を行うことで決定しました。終わります。

[池迫文教産業常任副委員長、降壇]

水口議長

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

討論なしと認めます。これから、陳情書第1号「教職員定数改善と、義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消を図るための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情」についてを採決いたします。この陳情に対する、委員長の報告は採択でございます。この陳情は委員長の報告のとおり、決定することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

異議なしと認めます。したがって、陳情書第1号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消を図るための、2021年度、政府予算に係る意見書採択の陳情」については、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第3 議案第37号

水口議長

日程第3、議案第37号「令和2年度錦江町一般会計補正予算第4号」についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。木場町長。

〔木場町長、登壇〕

木場町長

議案第37号「令和2年度錦江町一般会計補正予算第4号」について提案理由の説明を申し上げます。同議案につきましては、補正総額136万1千円の減額で、累計は72億1,477万円となりました。歳出につきましては、定額給付金事業における特別定額給付金60万円の増額。並びに、定額給付金事業における特別定額給付金システム改修負担金176万7千円の減額等が主なものであります。歳入につきましては、定額給付金事業における特別定額給付金事業補助金60万円の増額、並びに特別定額給付金事務費補助金326万7千円の減額等が主なものであり、不足する財源94万6千円を財政調整基金から繰り入れるものでございます。審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〔木場町長、降壇〕

水口議長

これから質疑を行います。第1表歳入歳出予算補正の歳入、14款国庫支出金から18款繰入金までと、歳出2款総務費、及び第3款民生費までを一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

討論なしと認めます。これから、議案第 37 号「令和 2 年度、錦江町一般会計補正予算第 4 号」についてを採決いたします。

お諮りします。議案第 37 号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

異議なしと認めます。したがって、議案第 37 号「令和 2 年度錦江町一般会計補正予算第 4 号」については、原案のとおり可決されました。

日程第 4 同意第 6 号 から 日程第 17 同意第 19 号

水口議長

日程第 4、同意第 6 号「農業委員会委員の任命」についてから、日程第 17、同意第 19 号「農業委員会委員の任命」についてを一括議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。木場町長。

〔木場町長、登壇〕

木場町長

同意第 6 号から、第 19 号までについて、一括上程をさせていただきます。農業委員会委員の任命に関し同意を求める件についてご説明申し上げます。平成 28 年 4 月 1 日から施行された改正農業委員会等に関する法律によりまして、農業委員は、従前の公選制を廃止し、町長が議会の同意を得て任命することとなったことから、本同意議案を提出するものでございます。なお、任期は令和 2 年 7 月 20 日から、令和 5 年 7 月 19 日までの 3 年間となっております。同意第 6 号、寺田郁哉。同意第 7 号、鳥越秀一。同意第 8 号、本釜好子。同意第 9 号、内菌雄治。同意第 10 号、徳永哲朗。同意第 11 号、宿利原勝吉。同意第 12 号、宿利原進。同意第 13 号、鈴一磨。同意第 14 号、安水純一。同意第 15 号、鍋康博。同意第 16 号、毛下利美。同意第 17 号、貫見和洋。同意第 18 号、元丸敏朗。同意第 19 号、坂元博美。以上 14 件につきまして、ご同意くださいますようよろしくお願い申し上げます。

〔木場町長、降壇〕

水口議長

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長 質疑なしと認めます。

水口議長 これから同意第6号「農業委員会委員の任命」について討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

水口議長 これから同意第6号「農業委員会委員の任命」についてを採決いたします。

お諮りします。同意第6号は、これに同意することにご異議ございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

水口議長 異議なしと認めます。したがって、同意第6号「農業委員会委員の任命」については同意することに決定いたしました。

次に、同意第7号「農業委員会委員の任命」について討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

水口議長 討論なしと認めます。これから同意第7号「農業委員会委員の任命」についてを採決いたします。

お諮りします。同意第7号はこれに同意することにご異議ございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

水口議長 異議なしと認めます。したがって、同意第7号「農業委員会委員の任命」については同意することに決定いたしました。

次に、同意第8号「農業委員会委員の任命」について討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

水口議長 討論なしと認めます。これから同意第8号「農業委員会委員の任命」についてを採決いたします。

お諮りします。同意第8号はこれに同意することにご異議ございません

か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

異議なしと認めます。したがって、同意第 8 号「農業委員会委員の任命」については同意することに決定いたしました。

次に、同意第 9 号「農業委員会委員の任命」について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

討論なしと認めます。これから同意第 9 号「農業委員会委員の任命」についてを採決いたします。

お諮りします。同意第 9 号はこれに同意することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

異議なしと認めます。したがって、同意第 9 号「農業委員会委員の任命」については同意することに決定いたしました。

次に、同意第 10 号「農業委員会委員の任命」について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

討論なしと認めます。これから同意第 10 号「農業委員会委員の任命」についてを採決いたします。

お諮りします。同意第 10 号はこれに同意することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

異議なしと認めます。したがって、同意第 10 号「農業委員会委員の任命」については同意することに決定いたしました。

次に、同意第 11 号「農業委員会委員の任命」について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

討論なしと認めます。これから同意第 11 号「農業委員会委員の任命」についてを採決いたします。

お諮りします。同意第 11 号はこれに同意することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

異議なしと認めます。したがって、同意第 11 号「農業委員会委員の任命」については同意することに決定いたしました。

次に、同意第 12 号「農業委員会委員の任命」について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

討論なしと認めます。これから同意第 12 号「農業委員会委員の任命」についてを採決いたします。

お諮りします。同意第 12 号はこれに同意することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

異議なしと認めます。したがって、同意第 12 号「農業委員会委員の任命」については同意することに決定いたしました。

次に、同意第 13 号「農業委員会委員の任命」について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

討論なしと認めます。これから同意第 13 号「農業委員会委員の任命」についてを採決いたします。

お諮りします。同意第 13 号はこれに同意することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

異議なしと認めます。したがって、同意第 13 号「農業委員会委員の任命」については同意することに決定いたしました。

次に、同意第 14 号「農業委員会委員の任命」について討論を行います。
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

討論なしと認めます。これから同意第 14 号「農業委員会委員の任命」についてを採決いたします。

お諮りします。同意第 14 号はこれに同意することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

異議なしと認めます。したがって、同意第 14 号「農業委員会委員の任命」については同意することに決定いたしました。

次に、同意第 15 号「農業委員会委員の任命」について討論を行います。
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

討論なしと認めます。これから同意第 15 号「農業委員会委員の任命」についてを採決いたします。

お諮りします。同意第 15 号はこれに同意することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

異議なしと認めます。したがって、同意第 15 号「農業委員会委員の任命」については同意することに決定いたしました。

次に、同意第 16 号「農業委員会委員の任命」について討論を行います。
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

討論なしと認めます。これから同意第 16 号「農業委員会委員の任命」についてを採決いたします。

お諮りします。同意第 16 号はこれに同意することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

異議なしと認めます。したがって、同意第 16 号「農業委員会委員の任命」については同意することに決定いたしました。

次に、同意第 17 号「農業委員会委員の任命」について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

討論なしと認めます。これから同意第 17 号「農業委員会委員の任命」について採決いたします。

お諮りします。同意第 17 号はこれに同意することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

異議なしと認めます。したがって、同意第 17 号「農業委員会委員の任命」については同意することに決定いたしました。

次に、同意第 18 号「農業委員会委員の任命」について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

討論なしと認めます。これから同意第 18 号「農業委員会委員の任命」についてを採決いたします。

お諮りします。同意第 18 号はこれに同意することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

異議なしと認めます。したがって、同意第 18 号「農業委員会委員の任命」については同意することに決定いたしました。

次に、同意第 19 号「農業委員会委員の任命」について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

討論なしと認めます。これから同意第 19 号「農業委員会委員の任命」につい

てを採決いたします。

お諮りいたします。同意第 19 号はこれに同意することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

異議なしと認めます。したがって、同意第 19 号「農業委員会委員の任命」については、同意することに決定いたしました。

日程第 18 委員会の閉会中の特定事件の調査について

水口議長

日程第 18「委員会の閉会中の特定事件の調査」についてを議題といたします。各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則 75 条の規定によってお手元に配りました特定事件の調査事項について閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第 19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

水口議長

日程第 19「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査」についてを議題といたします。議会運営委員長から会議規則 75 条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項等について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここで、追加日程、文書を配りますので、休憩といたします。

休 憩 10:35

再 開 10:36

[富尾議会事務局長、追加日程文書を配布]

水口議長

休憩前に引き続き会議を開きます。お諮りいたします。

ただいま、総務厚生常任委員長より発委第1号が、文教産業常任委員長より発委第2号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1、及び追加日程第2として議題にしたいと思えます。ご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

異議なしと認めます。したがって、発委第1号、及び発委第2号を日程に追加し、追加日程第1、及び追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

発委第1号 地方たばこ税を分煙環境整備に活用できる制度の整備に関する意見書について

水口議長

追加日程第1、発委第1号「地方たばこ税を分煙環境整備に活用できる制度の整備に関する意見書」についてを議題といたします。

お諮りします。本件は、陳情書の趣旨と同一につき会議規則第39条第2項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思えます。ご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

異議なしと認めます。したがって、本件は、趣旨説明を省略することに決定いたしました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

討論なしと認めます。これから、発委第1号「地方たばこ税を分煙環境整備に活用できる制度の整備に関する意見書」についてを採決いたします。お

諮りします。発委第1号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

異議なしと認めます。したがって、発委第1号「地方たばこ税を分煙環境整備に活用できる制度の整備に関する意見書」については、原案のとおり可決されました。

**発委第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充及び
複式学級解消に係る意見書について**

水口議長

追加日程第2、発委第2号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充及び複式学級解消に係る意見書」についてを議題といたします。お諮りします。本件は陳情書の趣旨と同一につき、会議規則第39条第2項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

異議なしと認めます。したがって、本件は、趣旨説明を省略することに決定いたしました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

討論なしと認めます。これから、発委第2号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充及び複式学級解消に係る意見書」についてを採決いたします。

お諮りします。発委第2号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

異議なしと認めます。したがって、発委第2号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充及び複式学級解消にかかわる意見書」については、原

案のとおり可決されました。

ここで、追加日程、文書配布を行います。しばらく休憩いたします。

休 憩 10 : 40

再 開 10 : 41

[富尾議会事務局長、追加日程文書を配布]

水口議長

追加日程、文書配布のため、しばらく休憩いたしましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。お諮りします。

ただいま、馬込守議員から、発議第1号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第3号の追加2、日程第1として議題にしたいと思えます。ご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

異議なしと認めます。したがって、発議第1号を日程に追加し、追加日程第3号の追加2、日程第1として議題とすることに決定いたしました。

発議第1号 錦江町議会議員の議員報酬の特例に関する条例について

水口議長

追加日程第3の追加2、日程第1、発議第1号「錦江町議会議員の議員報酬の特例に関する条例」についてを議題といたします。本件について、提出者の趣旨説明を求めます。12番馬込君。

馬込副議長

はい、12番。

[馬込副議長、登壇]

馬込副議長

大変遅くなりましたけども、おはようございます。

発議第1号「錦江町議会議員の議員報酬の特例に関する条例」について、趣旨説明をいたします。新型コロナウイルス感染症対策への、財源に充てることを目的に、議員報酬の令和2年7月1日から、令和2年9月30日までの間における、報酬月額10%の減額に関する特例措置を規定したいため、本条例案を提案するものであります。議員の皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

[馬込副議長、降壇]

水口議長

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

討論なしと認めます。これから発議第1号「錦江町議会議員の議員報酬の特例に関する条例」についてを採決いたします。

お諮りします。発議第1号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

異議なしと認めます。したがって、発議第1号「錦江町議会議員の議員報酬の特例に関する条例」については原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

令和2年第2回錦江町議会定例会を閉会いたします。

閉 会 10:45